



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhohjinkai.or.jp/atsugi/>



法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

飯山 秋の花祭り
(写真提供/厚木市)

法人会全国大会(徳島大会)を開催

法人会の平成28年度税制改正に関する提言披露

去る10月8日、徳島県立産業観光交流センター(アステイとくしま)において、上部団体の(公財)全国法人会総連合主催の第32回法人会全国大会が盛大に開催され、全国から約1800名の法人会会員が参集した。大会に先立ち、第一部では「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ」地方創生の独創的ビジネスモデル」をテーマにパネルディスカッションが行われ好評を博した。第二部の式典では、平成28年度の税制改正に関する提言の披露や大会宣言、また租税教育活動の事例発表が行われた。今後、全国法人会総連合をはじめ、各県連並びに各法人会では、この提言事項の実現に向けて、政府・政党など関係機関に対し、要望活動を実施する。

平成28年度税制改正に関する提言(要約)

― 抜粋 ―

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより

堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

(1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

(2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給

付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者としていない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金

体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

(1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(3) 現在施行されている「消費税軽減税率特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

○国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。



▲法人会全国大会(徳島大会)

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要

国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度につい

て要件緩和と充実

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数(全国平均ベール)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

III. 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

IV. 震災復興

○今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

※「税制改正に関する提言」については、全法連または当会ホームページをご覧ください。

マイナンバー制度に対応する 特定個人情報取扱規程の策定

特定社会保険労務士
小島 信一

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、企業に対し、個人番号を漏えい等しないようにするため12条で「安全管理措置」を義務づけています。ただし、一口に安全管理措置といってもその内容は広く、何をすべきのかわかりません。そこで、具体的に何をすればいいのかわかり、については、特定個人情報保護委員会が「特定個人情報保護の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を示しています。

本ガイドラインでは、企業のやるべき措置として「規程の策定」を必須にしています。やはり、組織のルール作って、漏えい等のリスクを避けるのは大切なことです。

なお、中小規模事業者（100人以下）については、軽減措置があるものの、基本的に今やっている事務の見直しをしながら、新しい社内ルールづくりをすることが求められています。次には、規程の作成例を示していますが、あくまでも参考にとどめていただき、自社の身の丈にあった措置（できないことは規定しない）を取るようになさいます。

特定個人情報保護規程サンプル

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む情報をいう。以下同じ）が慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、株式会社〇〇（以下「会社」という）が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程は、特定個人情報の「取得」「保管」「利用」「提供」「開示」「訂正」「利用停止」「廃棄」の各段階の留意事項及び安全管理措置について

（会社の責務）

第2条 会社は、特定個人情報に関する法令等を遵守するとともに、行政機関等の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（個人番号を取扱う事務の範囲）

第3条 会社が個人番号を取扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 税務関係
① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
② 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
③ 不動産の使用料等の支払調書作成事務



書作成事務

④ 不動産等の譲受けの対価等の支払調書作成事務
※その他使用しているものがあれば記入する

(2) 社会保険関係
① 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得・喪失・氏名変更などの適用関係事務であって事業主に届出義務の課せられたもの
② 国民年金第3号被保険者関係
③ 健康保険の療養費の支給、傷病手当金の支給申請等の

給付関係事務

④ 雇用保険の資格取得・喪失などの適用関係事務
⑤ 雇用保険高年齢雇用継続給付金、育児休業給付申請などの給付関係事務

（特定個人情報の範囲）

第4条 会社が扱う特定個人情報は、次のものをいう。

(1) 社員等から提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、住民票の写し）
(2) 税務署等に提出する際に作成した法定調書の控え
(3) 個人番号が記載された扶養控除申告書等の用紙
(4) 〇〇に保存された個人情報を含むデータベース

2 その他のもので前項の特定個人情報に含まれるか否かは、事務責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織・人的安全措置（組織体制）

第5条 〇〇部を特定個人情報管理責任部署とする。

2 〇〇部長を特定個人情報取扱責任者とする。

3 特定個人情報取扱責任者担当者は、〇〇部、××課の担当者とする。

（特定個人情報取扱責任者の責務）

第6条 特定個人情報取扱責任者は、本規程に定められた事項を社員等に周知させ、事務

取扱担当者とその管理下における教育・指導しなければならない。

2 前項のほか、特定個人情報取扱責任者は、以下の業務を所掌する。

(1) 特定個人情報の安全管理に関する研修の企画・実施の把握
(2) 特定個人情報の取扱状況の把握
(3) 委託先の監督
(4) その他特定個人情報を漏えいさせないための措置

（事務取扱担当者の責務）

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」「保管」「利用」「提供」「開示」「訂正」「利用停止」「廃棄」の各段階で特定個人情報を取扱うことができる。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えいが起きないように、十分注意して業務を行わなければならない。

（運用状況の記録）

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報の運用状況を把握するため、以下の項目につきシステムログを記録するものとする。

(1) 特定個人情報の取得及びファイルへの入力状況

(2) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況

(3) 書類・媒体の持ち出し履歴
(4) 削除・廃棄した証明

(5) 特定個人情報ファイル情報を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の利用状況

(ログイン、アクセス状況)

(情報漏えい時の対応)

第9条 事務取扱担当者は、

特定個人情報情報が漏えい、滅失または毀損による事故が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、特定個人情報取扱責任者に直ちに報告しなければならない。

(取扱状況の確認)

第10条 担当取締役は、特定個人情報取扱状況について1年に○回の頻度で確認を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報取扱区域)

第11条 特定個人情報取扱区域で帳票等の作成をする場合、指定した区域で執務しなければならない。

2 取扱区域内であっても、特定個人情報情報が漏えいしないよう、人の往来を考慮し、後ろからの覗き見等がないよう座席の配置を工夫するものとする。

(電子機器、電子媒体盗難防止措置)

第12条 特定個人情報取扱電子機器等の盗難防止のため、

次の措置を講じる。

(1) 特定個人情報取扱機器、電子媒体または書類を施錠できるキャビネットに保管

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム機器をセキュリティワイヤーで固定

(電子媒体を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第13条 特定個人情報取扱記録された電子媒体または書類の持ち出しは、次の場合を除いて禁止する。

(1) 個人番号関係事務のため、外部委託先に、委託事務を実施するために必要と認められる範囲内で個人番号を提供する場合

(2) 税務署や年金事務所等の行政機関へ法定書類を提出する場合

2 前項の場合、パスワードの設定、封入、鞆に入れる等紛失・盗難を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(特定個人情報の廃棄)

第14条 特定個人情報は、法定の保存期限が経過したら速やかに廃棄する。

2 前項の廃棄は溶解、裁断、燃焼等復元できない方法により確実に行わなければならない。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第15条 特定個人情報にアクセスできる機器を制限し、事務取扱担当者のみにアクセス権

限を付与する。

2 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを制御し、限定する。この場合、事務取扱担当者のみにユーザーIDを付与する。

(外部からの不正アクセス防止)

第16条 会社は、以下の措置を取るにより不正アクセスを防止する。

(1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアーウォールを設置する。

(2) 情報システム機器にセキュリティ対策ソフトを導入する。

(3) ログ記録を定期的に分析し、不正アクセスを探知する

(情報漏えいの防止)

第17条 特定個人情報をインターネットで外部に送信する場合は、データの暗号化またはファイルにパスワードを付して行うものとする。

第3章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の利用目的)

第18条 会社は、特定個人情報の取得を第3条に掲げた利用目的範囲内で取得する。

(個人番号の取得)

第19条 会社は、第3条の事務を行うため、当然に社員等から個人番号を取得できる。会社は、これ以外の目的で個人番号を取得してはならない。

2 社員等は会社からの求めに

応じ、個人番号を会社に提供しなければならない。

3 個人番号は、主として採用時に取得する。

(本人確認の措置)

第20条 会社は、社員等の番号を取得する際、本人の個人番号と身元の確認を行う。

2 本人確認の方法は、番号法第16条に定める「個人番号カード」、「通知カード+免許証」等の方法による。

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第21条 個人番号は、社会保険・税の事務(個人番号関係事務)のみで利用する。

2 本人の同意があったとしても、前項以外で利用することはない。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性確保)

第22条 事務取扱担当者は、特定個人情報を正確かつ最新の状態でしておくよう努めるものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第23条 特定個人情報は、社会保険・税の事務で利用ができるような必要な範囲でのみ保管する。

2 個人番号の確認をする際に提出された「通知カード」「個人番号カード」のコピーは、取得後データ入力後は速やかに廃棄し、保管してはならない。

い。

※コピーは保管することでもありますが、二重管理を避けるため廃棄としています

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第24条 会社は、本人の同意があったとしても、番号法第19条で定める範囲を超えて個人番号を第三者に提供しない。

2 行政機関等に対して個人番号関係事務を行うために書類等に個人番号を記載して提供することは、前項の制限に当たらない。

3 特定個人情報記載された帳票等のコピーを第三者に提供するときは、その利用目的を確認し、第3条に掲げる事務以外で使用するのであれば、マスキング処理するなど、個人番号を表示させずに提供するものとする。

第7章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第25条 会社は、第3条に掲げる事務の範囲内で特定個人情報を収集し、保管する。

2 所管法令により、定期間保存期限が過ぎた場合、特定個人情報廃棄するものとする。

附 則

1. この規程は、平成27年10月5日から施行する。

税務署からのお知らせ

《平成27年分年末調整等説明会》の開催のお知らせ

《日程及び会場》

対象地域	開催日	開催時間	会 場
愛 川 町	11月 9日(月)	(用紙配布) 13時00分～13時30分	愛川町文化会館(ホール) 愛川町角田250-1
厚 木 市 清 川 村	11月13日(金)	(説明会) 13時30分～16時10分	厚木市文化会館(大ホール) 厚木市恩名1-9-20

※対象地域の説明会に出席できない場合、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

《問合せ先》

説明会、 源泉所得税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門(源泉所得税担当)	TEL 046-221-3261(内線313)
用紙請求、 法定調書関係について	厚木税務署 管理運営部門	TEL 046-221-3261(内線121)
用紙請求(市町村関係)、 給与支払報告書及び 住民税特別徴収について	厚木市役所 市民税課 特別徴収係	TEL 046-225-2011(直通)
	愛川町役場 税務課 町民税班	TEL 046-285-6915(直通)
	清川村役場 税務住民課 課税係	TEL 046-288-3849(直通)

《お願い》

- 1 説明会開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。
- 2 ご出席の際には、税務署からお送りした『平成27年分年末調整のしかた』及び『平成27年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を必ずご持参ください。
- 3 諸用紙については、税務署からお送りした『平成27年分年末調整等説明会の開催のお知らせ』の「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をあらかじめご記入になり、会場受付にご提出の上、お受け取りください。

各会場とも駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、お車でのご来場はなるべく遠慮ください。

※ 税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。



法定調書の作成・提出は「e-Tax」で！

「法定調書」の作成・提出は、e-TaxソフトWEB版をご利用ください！

- e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能。
- 画面上で簡単な入力により法定調書が作成できる。
- 給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取り込みもできる。
- MacOSについても一部対応。

《電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります。》

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減。
 - ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減。
 - ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減。
 - ④ 送付料金や送付事務が削減。
- 併せて給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能！
- ※ すべての市区町村に対して、eLTAXで給与支払報告書の提出ができます。

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)が 始まります



平成28年1月から
マイナンバーの利用が開始されます

■社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。平成27年10月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

■個人番号・法人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

この個人番号は、通知カードにより、市区町村から住民票の住所に簡易書留で

送付されますが、個人番号は社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。個人番号と異なり、法人番号は、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

■税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。（表①参照）

■本人確認の方法について

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。また、事業者の方が法定調書に記載するために従業員の方などから個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。



納税証明書の請求は

「e-Tax」を使ったオンライン請求で！

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーが不要です。



オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。
1税目 1年度 1枚 370円（通常 400円）
- ② 窓口での待ち時間が短縮できます。
（請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。）

■マイナンバー制度導入に向けた準備について

事業者の方は、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続などで従業員の方などの個人番号を取り扱うこととなりますが、その際には、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備を進めください。

国税に関する社会保険・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度（マイナンバー）について」をご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス
(www.nta.go.jp)

【表①】税務関係書類への番号記載について

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限



と平成11年、また平成21年に広葉樹の苗木を植樹した区域の下草刈りを行い参加者は心地よい汗を流した。

◀県法連の社会貢献活動へ参加（下草刈り）
くやびつ水源県民交流の森づくり
7月25日、上部団体の神奈川県法人会連合会が行っている社会貢献活動「水資源確保のための植林事業」に、県下18の各法人会等から総勢334名が集まり、本会からは9名が参加した。秦野市寺山地区内の「法人会の森」において、平成10年



あつぎ鮎まつり花火大会

翌日の河川敷早朝清掃へ参加▶

8月2日、社会貢献活動の一環として、あつぎ鮎まつり花火大会翌日の早朝清掃に本会から27名が参加協力した。



◀青年部会日帰り旅行会
青年部会は8月9日、夏休みのレクリエーション大会として、部会員の家族を交えて南房総方面へ日帰り旅行会を開催し、31名が参加した。アロハガーデンたてやまをはじめ、関東最大の三井アウトレットパーク木更津などを見学し、参加者相互の交流を深めた。

マイナンバー制度説明会▶

9月2日、厚木市文化会館において、「税」分野におけるマイナンバー制度説明会を開催し、82名が参加した。厚木税務署担当官を講師に、マイナンバー制度の概要、国税分野における各種様式の変更点等をテーマに研修し、好評を博した。



的に上手に残すためのヒント」をテーマに、相続トランプの実際の映像を交えてわかりやすく語っていた。大変好評だった。

◀青年部会研修会（経営セミナー）
青年部会は9月10日、厚木商工会議所において「経営セミナー」を開催し、地域の若手経営者など30名が参加した。講師に弁護士村林俊行氏を招き「具体的な相続対策事例や遺言書の作成ポイント」大切な資産を次世代に、円満かつ効果的に上手に残すためのヒント」をテーマに、相続トランプの実際の映像を交えてわかりやすく語っていた。大変好評だった。



▲青年部会の花植え事業

青年部会は7月18日、社会貢献活動の一環として、花植え事業を実施した。当日は部会員をはじめ、市内の中学生にも呼びかけて、総勢59名で本厚木駅周辺のあつぎ大通りと三宅眼科前の花壇に花を植えた。



◀青年部会レクリエーション大会
青年部会は7月21日、レクリエーション大会として、横浜スタジアムにおいてプロ野球を観戦した。当日は20名が参加し、横浜ベイスターズVSヤクルトスワローズ戦を楽しんだ。

▼源泉部会定例研修会

源泉部会は9月10日、厚木アーバンホテルにおいて定例研修会を開催し、63名が参加した。当日は厚木税務署担当官を講師に、マイナンバー制度をはじめ、報酬料金の源泉課税、また源泉所得税の改正点等について研修した。



▼第23回チャリティーゴルフ大会

10月2日、中津川カントリークラブにおいて、61名が参加してチャリティーゴルフ大会を開催した。参加者等からご協力いただいた寄付金は総額95,500円となり、社会福祉事業等のために本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。



【OUT・INコース】

- 優勝 野上 元 氏 (NET 73.4)
2位 小宮 明德 氏 (NET 74.2)
3位 山口 昇 氏 (NET 75.2)

【IN・WESTコース】

- 優勝 鈴木 利彦 氏 (NET 74.6)
2位 平本 明子 氏 (NET 75.0)
3位 三輪ミツエ 氏 (NET 76.6)

【WEST・OUTコース】

- 優勝 落合 秀人 氏 (NET 74.8)
2位 秋山 浩二 氏 (NET 75.6)
3位 永石あつし 氏 (NET 75.6)



▲女性部会日帰り旅行会

女性部会は10月8日、19名が参加して群馬方面へ日帰りバス旅行会を開催した。ぐんま花燃ゆ大河ドラマ館の見学をはじめ、四万温泉・やまぐち館での入浴や昼食、また買い物などを楽しみ、参加者相互の交流を深めた。

【法人会の理念】

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体です



▲睦合支部研修会
睦合支部は9月11日、睦合西公民館において、厚木警察署管内交通第一課の担当者を講師に招き「自転車運転危険行為」をテーマに研修会を行った。当日は30名の方々が参加され、大変好評でした。

▼県法連女性部会連絡協議会

9月15日、新横浜国際ホテルにおいて、県法連主催の女性部会連絡協議会が開催された。当日は県下の法人会女性部会から218名が参加し、本会から5名が出席した。特別講演として、気象予報士の南利幸氏を招き「知っているようで知らない天気予報の中身～気象予報士から見た温暖化について～」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



▲県法連税制問題研究会
9月28日、箱根湯本の湯本富士屋ホテルにおいて、県法連主催の税制問題研究会が開催された。県下の各法人会から181名が参加し、本会から13名が出席した。研修として、平成28年度の税制改正要望事項及び上部団体の全法連税制委員会の審議状況について報告があった。また特別講演として、東京新聞・中日新聞の論説副主幹／ジャーナリストの長谷川幸洋氏を招き「激動する世界／日本の針路を考える」をテーマに講演が行われ、大変好評だった。



▼神奈川県主催の「租税教室」講師向け研修会

10月5日、厚木合同庁舎会議室において、神奈川県主催の「租税教室」講師向け研修会が開催された。租税教室の講師を務めるにあたり、市役所職員をはじめ、関係団体等から約50名が参加し、当会の女性部会・青年部会からは8名が出席した。小学生・中学生向けの租税教室の実演等を行い、大変好評でした。



国税の申告納税はe-Taxで！

◇税務署に出向かずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、交通費や郵送料の**コストダウン**につながります！

国税庁 e-Tax
キャラクター イータ君



税理士の先生に
お任せしている
ので…



という方は、税理士に「**代理送信**」をお願いしてください!!

◇法人（納税者）が電子証明を取得する必要はありませんので、**手間がかかりません**。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

地方税ならeLTAX



eLTAX（地方税ポータルシステム）との双方利用でより便利に。

厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等収受は、行っておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～

新入会員紹介

期間 [平成27年7月～平成27年9月]

地区・支部名	会 員 名
依 知 中	株式会社 大塚庭園
依 知 南	高砂孝志税理士事務所

【無料記帳指導制度のご案内】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種の
お申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail: info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

【無料相談のご案内】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

■會田聡史税理士事務所

厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話(046)224-7731

■浅岡信一税理士事務所

厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030

■和田明税理士事務所

愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256

■ライトハウス税理士法人

厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800

■村松マユミ社会保険労務士事務所

厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725

■八木章 司法書士事務所

厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105

■司法書士 石垣公雄事務所

厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

— めざします 企業の繁栄と社会への貢献 —

会員増強月間にご協力をお願いします！ 新入会員さんをご紹介します

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の会を擁する全国でも有数の団体となっています。

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、公平で健全な税制の実現を目指し、「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。また、会員をはじめ、地域住民の皆さんを支援する各種研修会や講演会、税の啓発や租税教育、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

これらの事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を拡げることができます。

さらに、女性経営者や経営者夫人のための女性部会、次世代を担う若手経営者のための青年部会などを設けていますので、これらの部会に加入されますと地域の皆さんとの交流の和がより一層広がります。

法人会のキャラクター「けんた」



今年も会員増強月間として、10月から11月の2ヶ月間を設定しています。ぜひ、お近くのお仲間をご紹介しますようお願いいたします。



▲イメージキャラクター 杉山愛さん

厚木法人会会員のみなさまへ



ハートピアは、勤労者の総合的な福祉事業を行うことを目的として、共済給付（永年勤続慰労金・小学校入学祝金等）や各種助成（人間ドック・宿泊等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を展開しております。

会費は、お一人につき月額600円（事業主2分の1以上負担）で加入できます。厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住の勤労者は個人会員として加入できます。詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。



（公財）厚木市勤労者福祉サービスセンター
（ハートピア事務局）

〒243-0018 厚木市中町3-16-1

厚木市役所第二庁舎8階

TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611

URL <http://www.atsugi-heartpia.or.jp>

e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp